

流した水は、いつかあなたに返る水

手洗い、料理、風呂、トイレ…私たちは毎日たくさんのお水を使っています。

一般的に、使う水に対する関心は高いものの、使った後の水に対しては無関心になりがちです。排水口から流れた水を「捨てた水」にするのではなく、その後どうなっているのかを知り、私たちの生活に見直すところがないか考えてみましょう。



流れ込む生活排水で汚れる川

です。

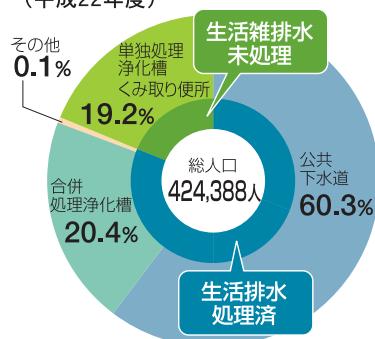


地上に降った雨は、地表を流れた後に雲や雨となり再び地上に戻ってきます。私たちはこのような地球上のサイクルの中で水を利用し、上流の人が流した水を再利用する、という循環も存在しています。

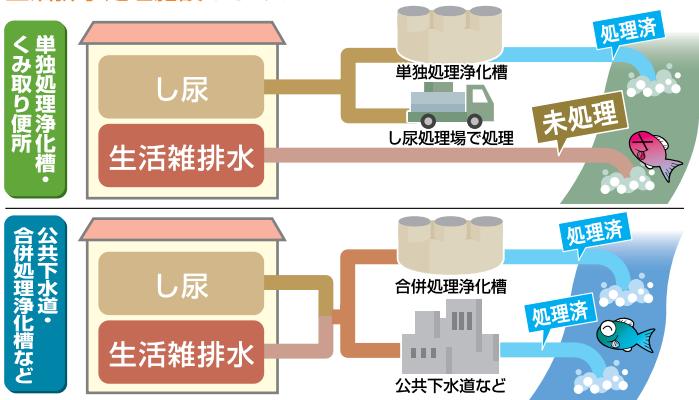
浄水場では、川などから取り入れた水を浄水して水道水にしていますが、水質が悪いと普通の処理方法では浄水しきれません。実際に、高度処理をしなければ飲み水に使えない例も起きています。この大きな原因是、川に流れ込む周辺からの生活排水だと言われています。人口が少なかつた時代には、川が排水を自然の力で浄化することもできましたが、現在の川にはその浄化能力以上の汚れが流れ込んでいるのです。

高松市の現状
約2割が生活雑排水を未処理で放流

●生活排水処理施設の普及状況 (平成22年度)



●生活排水処理施設のしくみ



のみを処理するため、生活雑排水はそのまま川などに流されます。

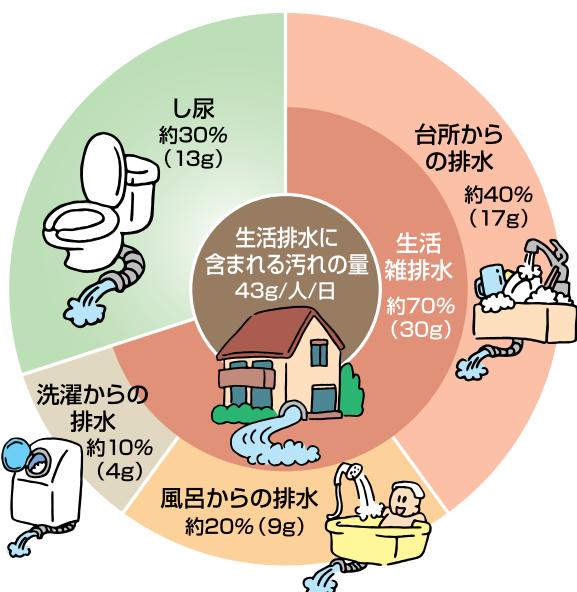
高松市では、約2割の人が生活雑排水を処理しないまま放流しており、川や海を汚す大きな原因となっています。



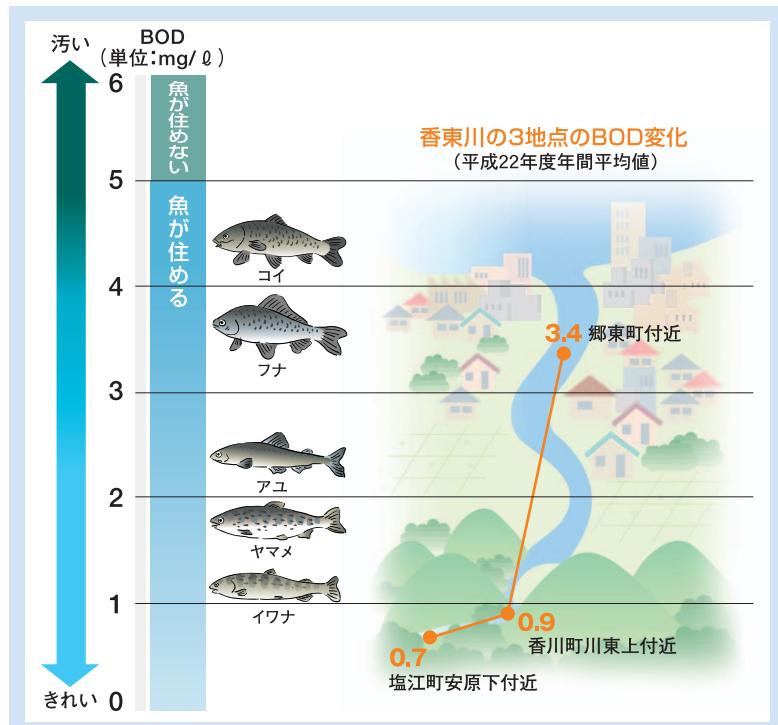
水を一番汚しているのは、生活排水！

水を汚す大きな原因は
台所からの排水

「排水が川や海を汚す」というと、私は工場の排水を想像しがちです。しかし、川や海を最も汚しているのは、厳しい規制がある工場よりも家庭からの生活排水だということをご存じでしたか？一般的な家庭から出る汚れの量は、1人1日あたり43g。この汚れの大半は台所、風呂、トイレによるもので、特に問題なのは台所からの排水です。台所では、



●BODで見る香東川の水質変化



水の汚れ具合を表す指標にBOD(※)というものがあります。このBODを、香東川の上流から下流までの3地点で検査を行った結果、下流に行くほど値が高くなりました。これは、川が流れているうちに生活排水の影響を受けている

ことを示しています。
高松市の家庭では、1人あたり毎日223㍑の水を使用しています。『私たちは快適で便利な生活を送るために毎日多量の水を使い、流しながら生活している』のです。まずは自分たちが家庭でどのように水を使っているのかを確認し、より自然に負荷をかけない排水の工夫をしていきましょう。

※BOD(生物化学的酸素要求量)
水中の汚れ(有機物)を微生物が分解するのに必要な酸素量のこと。値が大きいほど水質は悪い。

まだ実践!

水の流し方を見直しましょ！

★洗濯・風呂からの排水は…

- 洗剤は適量を使う
- 髪の毛などの異物は流さずゴミとして捨てる
- 風呂の残り湯を洗濯などに使う



★台所からの排水は、余分な汚れをつぶらない、流さない！

- 食べ残しが出ないように料理する
- 調理くずや残飯は流さずに、生ゴミとして捨てる
- 油などは古新聞やボロ布に染み込ませたり、市販の油固化剤で固めて捨てる
- 調理道具や食器は、汚れを拭きとってから洗う



水の流し方を見直せば、環境に優しい上に節水もできるため家計にも優しい！



使った水を自然に返すために

私たちが使い、流した水を、きれいにして自然に返す役割を担っているのが、下水処理場や合併処理浄化槽です。

合併処理浄化槽や下水処理場によるBODの変化をみると、合併処理浄化槽のBODの除去率は90%、下水処理場はそれ以上の浄化処理を行っており、これらの設備による水質改善効果がたいへん高いことが分かります。

私たちが使った後の水をきれいにしている下水処理場(牟礼浄化苑)

●下水処理場と合併処理浄化槽のBOD変化

	流入水	放流水	BOD(mg/l)
高松市の3下水処理場 (平成22年度年間加重平均値)	197.2	4.6	BOD除去率 98.5%
合併処理浄化槽	約200	約20	BOD除去率 90%

がかかるており、これらの水の処理や施設の維持管理の費用として下水道使用料をいただいています。こういった処理施設の普及で海の汚染が改善される一方、汚れた水が流れこむ一部の川は今も環境基準を満たさない状態が続いています。まずは、それぞれの家庭で汚れた水を流さないように心がけるだけで、これらが汚れや処理の負担は減っていきます。私たちが、子どもたちの世代の自然を守れるかどうかは、今の私たちの暮らし方にかかっていると言えるのです。

未来の自然と私たちの水を守るために。 下水道への接続と合併処理浄化槽の設置を!

下水道への接続や合併処理浄化槽を設置することによって、生活雑排水を処理することができ、水の汚れを大幅に減らすことが可能になります。下水道整備がされている地域は下水道への接続を、下水道が整備されない地域は合併処理浄化槽の設置をお願いします。

●公共下水道の整備区域についてのお問い合わせは、
下水道整備課 ☎843-9130まで

住まいが下水道が整備されているエリアにある

下水道に未接続な場合、下水道への接続をお願いします。
下水道が整備されると、3ヶ月以内にトイレ・風呂・台所などの排水設備を下水道に接続しなければならないと定められています。ただし、くみ取り便所の場合は、水洗化にした上で3年内に下水道に接続しなければなりません。

【水洗便所改造資金貸付制度】

くみ取り便所または浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する時に利用できる制度です。

●詳しくは **給排水設備課 純排水管理係 ☎839-2717**まで

住まいが下水道が整備されないエリアにある

単独処理浄化槽やくみ取り便所の場合、合併処理浄化槽の設置・転換をお願いします。

平成13年4月から、単独処理浄化槽の新設が禁止され、合併処理浄化槽の設置・転換をお願いしています。

【浄化槽設置補助制度】

合併処理浄化槽の新設・転換時に利用できる制度です。

●詳しくは **給排水設備課 浄化槽係 ☎839-2720**まで

【水洗便所改造資金貸付制度】

「くみ取り便所から合併処理浄化槽を設置して水洗トイレにする場合」「単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合」に利用できる制度です。

●詳しくは **給排水設備課 浄化槽係 ☎839-2720**まで

合併処理浄化槽の場合

下水処理場と同じ働きをする合併処理浄化槽ですが、浄化槽に大きな負担がかかる油汚れなどを流し続けたり、メンテナンスを怠った場合には、処理されていない生活排水をそのまま流してしまうことになります。業者による定期的な維持管理や、家庭での排水方法の見直しをお願いします。